

平成28年度
第1回熊本市総合教育会議
(資料)

<目次>

次 第	・ ・ ・ ・ ・	P 1
出席者名簿	・ ・ ・ ・ ・	P 2
協議事項	・ ・ ・ ・ ・	P 3
報告事項	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0

政策局 総合政策部 政策企画課

平成28年度第1回熊本市総合教育会議

平成28年8月8日（月）
午前10時30分～正午
熊本市役所4階モニター室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 熊本地震後の子どもたちの心のケアと学習対策について
 - (2) 熊本地震を踏まえた学校のあり方について
- 4 報告事項
 - (1) 復興計画案について
- 5 その他
- 6 閉 会

出席者名簿

【熊本市】

市長 大西 一 史

【熊本市教育委員会】

教育長 岡 昭 二

委員 崎 元 達 郎

委員 森 德 和

委員 泉 薫 子

委員 田 口 伸 子

協議事項

1 熊本地震後の子どもたちの心のケアと学習対策について【教育委員会】

(1) 児童・生徒の心のケア対応状況について

① 心のケア（カウンセリング）が必要な子どもの状況

(単位:人)

	種別	対象者(a)	1回目(5/13)	2回目(6/3)(b)	3回目(7/7)(b)
カウンセリングが必要な人数 ()は対象者(a)に対する割合	計	61,039	2,143 (3.5%)	1,834 (3.0%)	1,159 (1.9%)
	(うち)小学校	40,791	1,310 (3.2%)	1,349 (3.3%)	914 (2.2%)
	(うち)中学校	20,248	833 (4.1%)	485 (2.4%)	245 (1.2%)
		※小は中の2.0倍	※小は中の1.6倍	※小は中の2.8倍	※小は中の3.7倍
うち、新たに カウンセリングが必要となった人数 ()は各回のカウンセリングが必要な人数(b)に対する割合	計			1,215 (66.2%)	563 (48.6%)
	(うち)小学校			944 (70.0%)	445 (48.7%)
	(うち)中学校			271 (55.9%)	118 (48.2%)
				※小は中の3.5倍	※小は中の3.8倍

② スクールカウンセラーの配置状況等

<配置状況>

ア 学校再開後は学校心理士会の協力も得て、すべての中学校区を対象にカウンセラーを派遣。

イ 5月16日(月)～18日(水)

カウンセリングが必要な児童生徒の多い学校に重点的に、臨床心理士会のカウンセラーを含め27人を29校に配置

ウ 5月23日(月)～7月22日(金)

全国の臨床心理士会のカウンセラー31人～32人を含め、スクールカウンセラーを全ての中学校区に配置

<対応状況>

ア 第1回調査でカウンセリングが必要とされた児童生徒 2,143人のうち 1,314人(61.3%)がカウンセリングを受けた。

イ 第2回調査でカウンセリング必要とされた1,834人のうち1,174人(64.0%)がカウンセリングを受けた。

カウンセリングを受けていない児童生徒については、担任や養護教諭との面談や日常の学校生活や家庭生活の中で、専門家によるカウンセリングの必要はないと学校が判断したものであり、専門家によるカウンセリングが必要な児童生徒についてはほぼ対応できている状況にある。

ウ 第3回調査結果に基づき、夏季休業後は、必要性の高い30中学校区に本市スクールカウンセラーに加え全国の臨床心理士15人を配置するとともに、その他の中学校区についても本市スクールカウンセラーを中心に適切に対応できる体制を整える。

(2) 地震による臨時休校に伴う学習の遅れを補うための対策について

① 授業時数の確保

- ・休校の期間は6日～13日と学校によって違いがある。
- ・欠授業時数も36時間～78時間とばらつきがある。
- ・4月下旬から5月上旬に家庭訪問を予定していた学校が多かったため、36時間～64時間の授業時数確保が必要となった。

<対応策>

ア 全学校共通して夏季休業期間を6日間短縮

(松尾3校は土砂災害避難による休校のため10日間短縮)

イ 各学校による工夫

- ・学校行事の精選(行事中止や行事の準備、本番の時数の短縮)
- ・5時間授業の日を6時間、6時間授業の日を7時間授業として実施
- ・家庭訪問の夏休み実施
- ・短時間授業(モジュール授業の実施)

ウ 土曜授業の実施

- ・モデル校6校以外でも土曜授業を実施(8月1日現在13校が実施予定)

エ 年間計画の見直し、変更

- ・体育館、プール等が使用できない場合に単元の入替え

② 避難所から通う子どもへの支援状況

学校再開後1週間(5月18日時点)で、避難所から通学している子どもの実態を調査。

特に、城南総合スポーツセンター(27人)と龍田公民館(14人)から通学している子どもが突出して多いことが分かり、この2拠点避難所を対象に、落ち着いて学習に取り組める環境の確保を目指し、避難所での学習会を実施した。

これ以外の避難所から通学している子ども数名についても、子どもが在籍する学校において、きめ細かな把握と放課後の個別指導や夏季休業中での対応をお願いしている。

<学習会の内容>

ア 6月8日(水)～6月17日(金)

- ・月～金の午後7時から2時間
- ・指導課職員が2拠点避難所を分担して対応

イ 6月20日(月)～7月28日(木)

・週3日

・熊大教育学部の学生ボランティア(13人)の協力を得、1避難所あたり2人に対応

・学生が対応できない場合、従来どおり指導課職員で対応

③ 学びノート教室などによる夏休みの学習支援

ア 小学校

本年度実施校：大江小、春竹小、日吉小、東町小、中緑小、日吉東小、山本小、田原小、
菱形小

指導者：学びノート教室サポーター

実施学年：3年～6年 平均3.5日

実施時間：60分～120分 平均77分

参加人数：16人～132人 平均63人

イ 中学校

本年度実施校：井芹中、北部中、西山中、楠中

指導者：熊本市退職校長会

実施学年：1年～3年 平均5.8日

実施時間：130分～180分 平均174分

参加人数：25人～53人 平均39人

2 熊本地震を踏まえた学校のあり方について【教育委員会・政策局】

(1) 学校施設の防災機能の強化について【教育委員会】

① 学校施設の被災状況

■ 応急危険度判定結果

(単位：棟)

	対象	危険 (%)	要注意 (%)	調査済 (%)
校舎等※	1,045	91 (8.7%)	275 (26.3%)	679 (65.0%)
体育館	222	43 (19.4%)	79 (35.6%)	100 (45.0%)

※校舎等には、共同調理場（15施設18棟）含む

- ・特に被害の大きかった校舎等は5校
- ・被害が大きく使用中止とした小中高等学校の体育館等は26校
- ・詳細は、別紙1参照

② 耐震化工事の状況

ア 構造体の耐震化

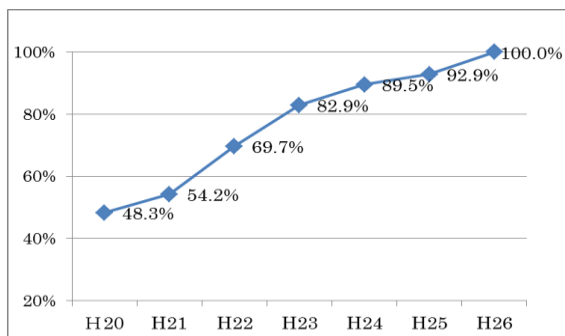
新耐震設計基準（昭和56年施行）以前に建設された校舎及び体育館については、平成23年3月を以って全ての耐震診断が終了。

平成21年度からは診断の結果、耐震化が必要な建物について補強等の工事（鉄骨ブレースの設置など）を順次行っており、平成25年度末までに全ての小中学校施設構造体の耐震化を終了。

イ 非構造部材の耐震化

- ・体育館等の天井の落下防止対策については、撤去を中心とした対策を講じてきた。
- ・外壁・窓ガラスなどについては、落下等による危険性が高い箇所から対応しているところ。

■ 構造体の耐震化率の推移（小中学校）



平成26年4月1日現在

■ 耐震化を確保した学校数（小中学校）

(単位：校)

	小学校	中学校	合計
構造体	95	42	137
非構造部材 (天井落下防止対策)	92	42	134

平成28年4月1日現在

③ 学校施設の設備面での整備

災害時には、地域の避難所としての機能も求められるため、衛生的な生活環境を確保できる設備を備える必要がある。

■現在の市内各小中学校における防災設備の設置状況

(単位：校)

項目	小学校			中学校			合計		
	学校数	設置校数	割合(%)	学校数	設置校数	割合(%)	学校数	設置校数	割合(%)
多目的トイレ等(校舎)	95	72	(75.8%)	42	30	(71.4%)	137	102	(74.5%)
多目的トイレ等(体育館)		28	(29.5%)		18	(42.9%)		46	(33.6%)
マンホールトイレ		0	(0.0%)		7	(16.7%)		7	(5.1%)
中水道設備		7	(7.4%)		5	(11.9%)		12	(8.8%)
玄関スロープ (体育館)		69	(72.6%)		33	(78.6%)		102	(74.5%)
エアコン(音楽室、図書室、特別支援学級1教室)		95	(100.0%)		42	(100.0%)		137	(100.0%)
エアコン(普通教室)		1(一部)	(1.1%)		1	(2.4%)		2	(1.5%)

平成28年4月1日現在(ただし、玄関スロープについては、平成26年12月現在)

※多目的トイレ・・・多目的トイレ、障がい者用トイレ、誰でも使えるトイレ等

※マンホールトイレ・・・災害時、下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け使用

※中水道設備・・・生活排水や産業排水を処理して循環利用する設備

(2) 災害時の地域・学校・行政の連携について【政策局】

地域住民が安心して避難できる場所とするためには、設備面の整備に加え、避難所を円滑に運営するための体制を確立させる必要がある。

① 地域・学校・行政の役割分担について

ア 運営マニュアルでの避難所運営における役割と災害時の実際の状況

項目		マニュアルでの規定	実際の状況
避難所運営	開設責任者	あらかじめ指定された職員 施設管理者 現場に勤務する職員	鍵を持った者が現場に辿り着くことができなかった。(辿り着くのにかかなりの時間がかかった。)
	開設担当職員	あらかじめ指定された職員 施設管理者 現場に勤務する職員	
	運営責任者	あらかじめ指定された職員 (区役所職員)	担当職員が現場に行けなかった。
	運営担当職員	あらかじめ指定された職員 (区役所職員・各課職員)	

イ 熊本地震発災後の避難所の状況（地域・保護者、学校、職員の主な意見）

検討項目	内容	
開設準備	意見・要望 学校	緊急時に学校を避難所として開設する担当職員の即時対応をお願いしたい。避難者が窓ガラスを割って入ったり、備蓄倉庫の鍵を工具でこじ開けたりした。
運営体制	意見・要望 地域	本震後、運動場の鍵が開いていない学校があった。緊急時には、自治会、地域、行政が一体となって災害にあたる体制が必要。
	指摘事項 学校	避難所運営については、学校も含めた役割分担が不明確であり困惑した。派遣職員の引継ぎがうまくできていなかった。派遣職員を避難所ごとに固定化してもらいたい。 熊本市の避難所マニュアルに示されている「開設責任者」と「管理・運営責任者」の役割が守られておらず、開設責任者が管理運営まで担う期間が長く、学校の負担が大きかった。
	意見・要望 職員	災害発生直後は自治会・学校の協力が必要不可欠であり、あらかじめ学校を避難場所と想定した避難訓練や、地域住民をボランティアに導くための炊き出しイベントの実施など、日ごろからの防災訓練を通じて継続的な協力体制を構築しておくべきであった。 自治組織が機能していない避難所でも、部屋毎にリーダー、サブリーダーなどを選出いただき、運営側と情報交換を行い、ニーズを把握するとともに、避難される方と支援する側のお互いが協力することによる、より良い避難所運営ができる仕組みの必要性を感じた。
教職員の運営関与	意見・要望 学校	災害時の学校の役割を明確化する必要がある。災害時においては、学校の立場は学校再開が第一であると考えます。
情報連絡体制	意見・要望 学校	市教委も含め、市内部での情報の共有化と避難所（学校）への早期の情報提供が必要
避難所マニュアル等の見直し	意見・要望 学校	マニュアルを現場の声を十分聞きながらきちんと見直し・検討して、作り直す必要がある。

検討項目	内 容	
施設の安全性	意見・要望 PTA	学校施設は、避難所として指定しているならば、体育館などは壊れるような造りではない。
	意見・要望 地域	校舎に亀裂が入っていたり、地盤が沈んでいるところも見られる。小中学校が指定避難所となっているが、その指定を見直す必要があるのではないか。
	指摘事項 職員	本震後、体育館倒壊の危険性を考慮し、当初、体育館の中にいた避難者を運動場に避難させたが、続々と避難者が来て勝手に体育館に入られた。最終的に体育館と運動場のどちらに避難させるべきかの判断ができなかった。
物資の備蓄体制	指摘事項 学校	学校では保管場所が不足しすべての備蓄は、学校では難しい状況である。
	意見・要望 学校	学校を避難所にするなら、それなりの設備や施設が必要 (バリアフリー化、エレベーター、発電機、ポンプ、電話等)

ウ 今回の地震での課題及び地域防災計画にかかる見直しの検討項目

項目	課題	見直し検討項目
避難所運営	職員が日替わりのため、引継ぎや自治会、施設管理者、ボランティア等との連携がうまくいかず、避難者への対応が不十分になった。	マニュアルの見直し
		職員のスキルアップ
		地域との連携強化

② 地域・学校・行政の連携について

今回の災害発生時及び発生後における避難所の運営においては、地域・学校・行政の連携が課題となった。災害時に連携し、避難所運営を円滑に行うためには、あらかじめ避難所での役割分担等について定め、関係者の共通理解を得ておく必要がある。

報告事項

1 復興計画案について【政策局】

熊本地震を踏まえ新たに策定する復興計画における教育関係分野についての現状報告

(1) 策定の趣旨

熊本市震災復興計画は、市民・地域・行政が認識を共有した上で、総力をあげて早期の復旧を実現し、創造的復興の実現に向けて歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくために策定するもの。

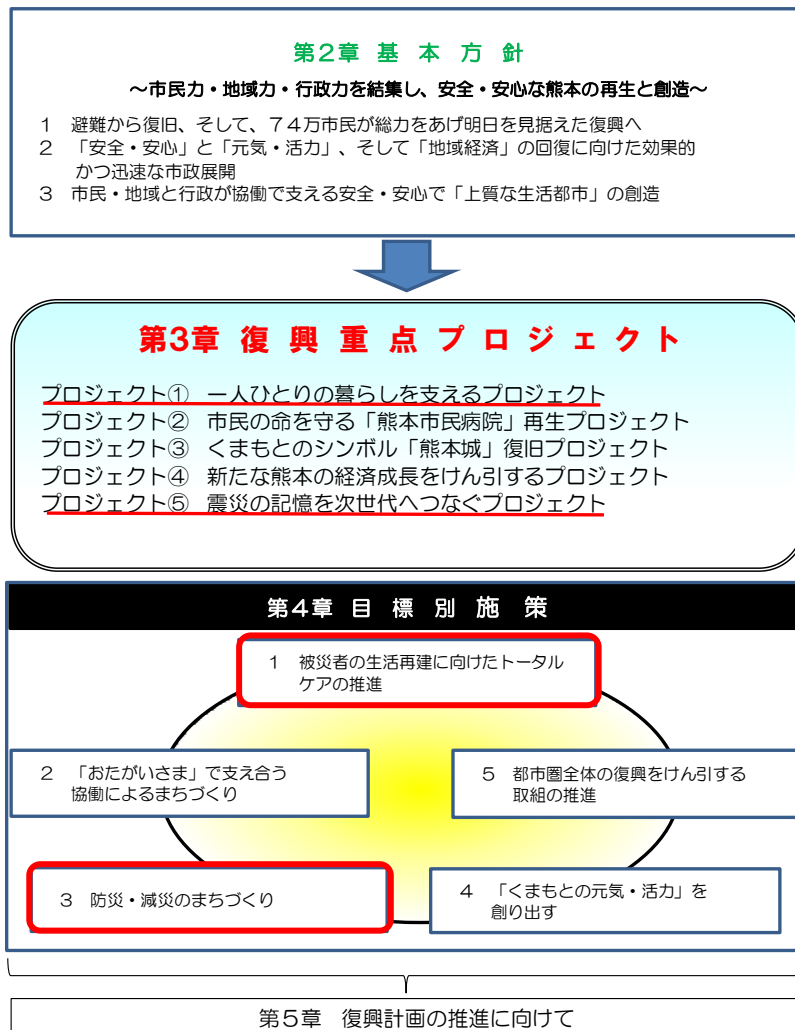
(2) 計画の位置付け

熊本市第7次総合計画（平成28～35年度）の前期基本計画の中核として位置付ける。

(3) 計画の期間

平成28年度～平成31年度

(4) 計画の構成



(5) 復興重点プロジェクトにおける教育分野の内容 <抜粋>

プロジェクト①

一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心して自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組みます。

— 中略 —

・子どもから高齢者までの震災により傷ついた心のケアを充実するため、学校にスクールカウンセラーを配置するなど相談支援体制を強化するとともに、応急仮設住宅入居者等に対する見守りや生活・健康相談を実施するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
生活再建支援	▶				▶

プロジェクト⑤

震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承していきます。

・大学などの教育研究機関や県等と連携しながら、震災による被害の状況や地震のメカニズムの研究、復旧・復興へのプロセスを記録・保存し、市民・地域・行政における災害対応力の強化をはじめ幅広い取組に活用するとともに、他自治体等へも広く発信していきます。

・子どもたちの発達の段階に応じて、震災での体験や教訓等をいかした防災教育を推進し、災害時にも「自助」・「共助」の心で互いに支え合える人材の育成に取り組みます。

・熊本を訪れる観光客や、震災後に生まれ育つ世代にとっても、今回の地震被害の甚大さやそこから復興していく熊本の姿を感じられるような、復興情報を発信する拠点の整備について県とも歩調を合わせて検討するとともに、震災の経験を伝える語り部講話の開催など、熊本地震の記憶が永く後世に語り継がれていくための取組を推進していきます。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
記録の伝承	▶ 記録誌作成・防災教育				▶

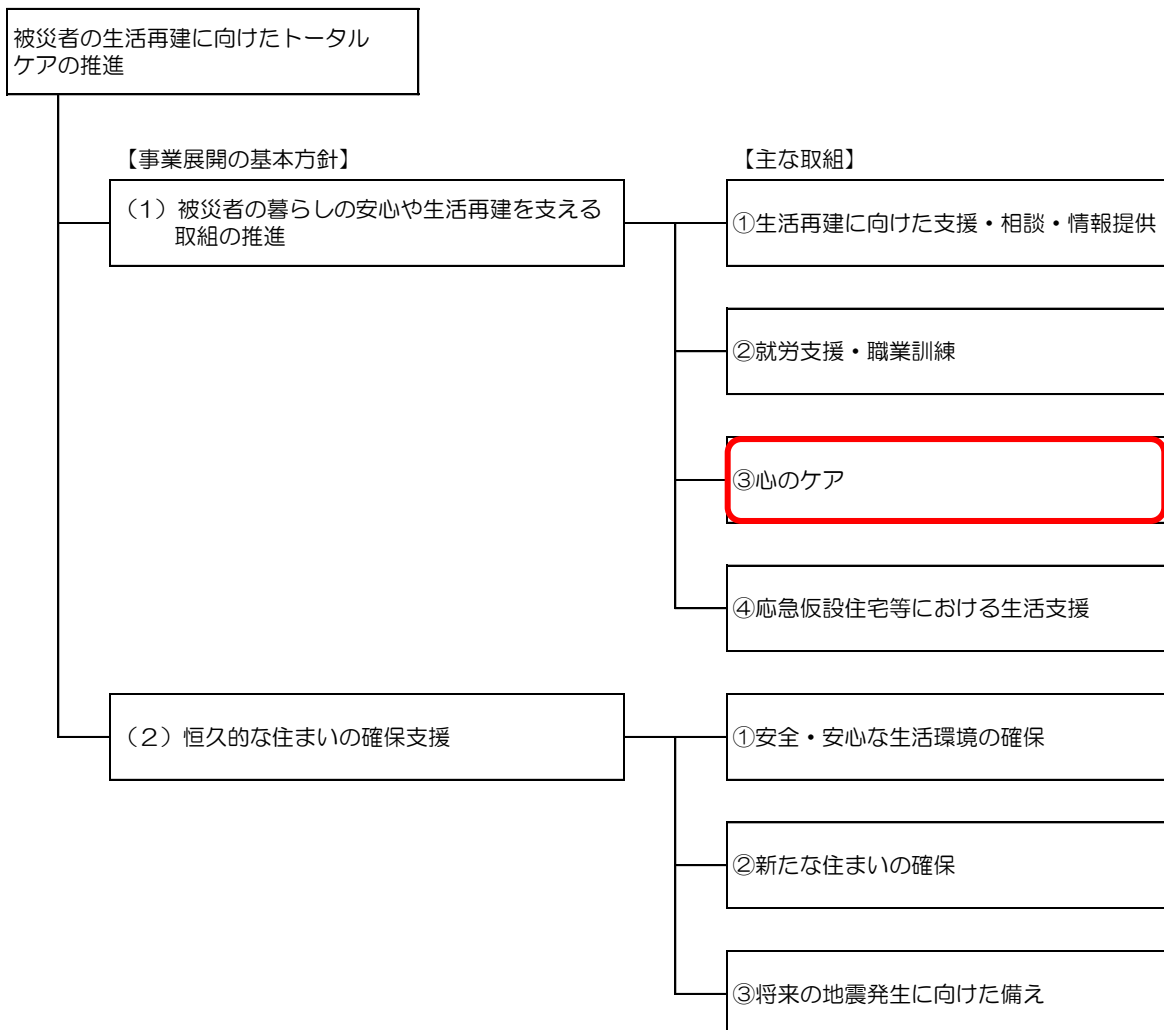
(6) 目標別施策における教育関連分野の内容 <抜粋>

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

今回の震災で、多くの市民が住まいや仕事など日常生活における環境の変化に伴い、心身ともに影響を受けています。

被災者が一日も早く安心して自立的な生活を送ることができるよう、生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。

【施策の目標】



(1) 被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進

③ 心のケア

・震災により傷ついた児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組みます。

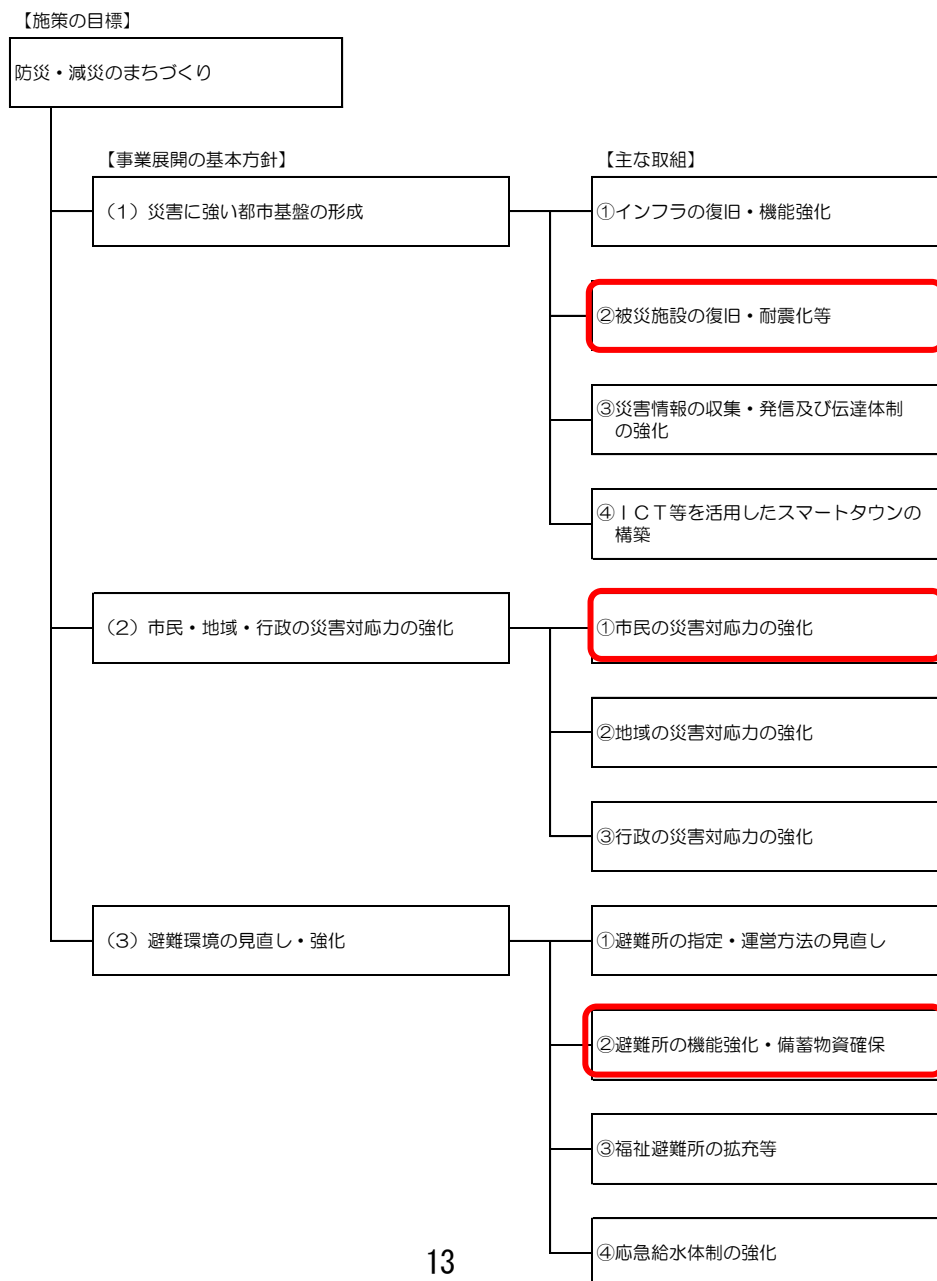
3 防災・減災のまちづくり

今回の震災では、二度にわたる大規模な地震により、インフラや公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関等に甚大な被害が生じ、市民の生活や企業活動、行政活動等にも大きな支障をきたしました。

また、発災直後から行政内部での情報伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかになり、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要となりました。

そこで、まずは被災した施設等をできる限り早期に復旧するとともに、幹線道路網の早期整備等により災害に強い都市基盤を形成し、震災による経験を踏まえて、市民・地域・行政がそれぞれ災害に対応する力を強化することで、防災・減災のまちづくりを実現します。

さらには、少子高齢化・人口減少社会を見据えた多核連携都市の形成を図る中で、中心市街地や地域拠点、生活拠点における防災機能を強化し、バス路線網再編や乗換拠点の整備、市電延伸の検討等による公共交通の災害対応力の向上を図るとともに、災害情報等の伝達体制の構築に取り組んでいきます。



(1) 災害に強い都市基盤の形成

② 被災施設の復旧・耐震化等

・熊本地震により被災した小中学校、市民会館、動植物園をはじめとする学校教育・文化・スポーツ・福祉等の施設について、倒壊等による危険性の排除や一日も早い機能回復に取り組み、児童生徒により良い教育環境を確保するとともに、施設利用者等への適切なサービスを提供していきます。

・災害時における避難所としての活用も視野に入れ、効果的・効率的な耐震化等を行っていきます。

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の強化

① 市民の災害対応力の強化

・保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育に取り組むほか、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していきます。

(3) 避難環境の見直し・強化

④ 応急給水体制の強化

・行政庁舎や公設公民館、小中学校等について、貯水機能付給水管等へ段階的更新を図ります。